国の債権に係る情報の公表

厚生労働省（年金特別会計国民年金勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位：百万円）

	平成28年度								平成29年度								平成30年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	3,691,106	1,330,905	2,360,201	2,384,920	657,035	3,608	1,727,884	0	3,471,517	1,235,818	2,235,698	2,276,164	611,898	2,158	1,664,266	－	3,294,597	1,134,918	2,159,678	2,222,851	570,567	1,908	1,652,283	0
備　考	主な管理対象債権額 保険料債権　3,390,420百万円			主な消滅額 保険料債権　2,084,793百万円					主な管理対象債権額 保険料債権　3,130,302百万円			主な消滅額 保険料債権　1,935,404百万円					主な管理対象債権額 保険料債権　2,957,142百万円			主な消滅額 保険料債権　1,885,800百万円				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位：百万円）

	平成28年度末現在額									平成29年度末現在額									平成30年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																											
（部）国民年金勘定																											
（款）保険収入																											
（項）保険料収入																											
（目）保険料債権	1,305,627	632,250	－	673,376	－	1,305,627	－	－	－	1,194,898	571,380	－	623,518	－	1,194,898	－	－	－	1,071,341	507,355	－	563,986	－	1,071,341	－	－	－
（款）雑収入																											
（項）雑収入	559	66	－	493	－	559	－	－	－	453	51	－	402	－	453	－	－	－	404	40	－	364	－	404	－	－	－
（目）返納金債権	558	66	－	492	－	558	－	－	－	453	51	－	402	－	453	－	－	－	404	40	－	363	－	404	－	－	－
（目）損害賠償金債権	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
合　計	1,306,186	632,316	－	673,869	－	1,306,186	－	－	－	1,195,352	571,431	－	623,920	－	1,195,352	－	－	－	1,071,746	507,395	－	564,350	－	1,071,746	－	－	－

※1 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計と合致しないものがある。

※2 平成25年度の計数は「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）第1条の規定による統合前の国民年金勘定に係るものである。